

東京都児童育成手当に関する条例（昭和四十四年東京都条例第百九号）新旧対照表（抄）

改 正 案					現 行						
第一条から第七条まで（現行のとおり）					第一条から第七条まで（略）						
別表（第三条関係）					別表（第三条関係）						
児童 育成手 当の種類	支給要件	支給対象	支給額	支給期間及 び支払期月	支給制限 その他	児童 育成手 当の種類	支給要件	支給対象	支給額	支給期間及 び支払期月	支給制限 その他
育成手当		（現行のと おり）	育成手当支給 要件児童一人 について月 額 一五、五 〇〇円	（現行のと おり）	（現行のと おり）	育成手当		（略）	育成手当支給 要件児童一人 について月 額 一三、五 〇〇円	（略）	（略）
障害手当		（現行のと おり）	（現行のと おり）			障害手当		（略）	（略）		